

団体交渉権委任状

20 年 月 日

(委任者) 所在地

電話

組合名

執行委員長

印

当労働組合は、組合員の総意として、日本国憲法第 28 条に規定された労働三権のうち、団体交渉をする権利について、下記のとおり委任いたします。

記

- 1 受任者 山梨県甲府市相生 2 丁目 7-17 労農福祉センター内
全国一般山梨中小労働組合 電話 055-235-3161
- 2 委任事項 当労働組合の団体交渉に関する一切の権限。
労働組合法第 6 条による、当労組の委任を受けた者として、労働協約の締結その他の事項に関して、使用者と交渉することをお願いいたします。
なお、交渉自体を白紙委任するわけではありません。交渉する具体的事項については、当組合役員との意思疎通を十分に取り、組合員の意見を反映していただくことをお願いいたします。
また、受任者のみでの交渉に臨むことはしないで、交渉の際には、常に当組合役員と同席をお願いいたします。
- 3 委任期間 次期定期総会までとします。
必要に応じて臨時総会で判断します。